

平成19年度市町村等地方公営企業会計決算について（見込み）

＜ポイント＞

- 事業数は対前年度 1事業減
- 決算規模は対前年度 12.2%増
- 法適用企業の累積欠損金は対前年度 6,484百万円（9.8%）増
- 法適用企業の不良債務は対前年度 1,482百万円（7.7%）増
- 病院事業、下水道事業など経営状況は厳しさを増している。
- 資金不足が生じている事業数は32事業

1 事業数

平成19年度における青森県内の地方公共団体（県除く）が経営する地方公営企業の総事業数は、202事業（i 法適用企業73事業、ii 法非適用企業129事業）で、前年度と比べて1事業の減となっています。

表-1 〈事業数の増減〉

区 分	平成19年度	平成18年度	増減数
上水道事業	29	29	0
交通事業	2	2	0
病院事業	25	26	△1
下水道事業	86	85	1
簡易水道事業	18	18	0
介護サービス事業	11	12	△1
観光施設事業	10	10	0
宅地造成事業	9	9	0
その他	12	12	0
総事業数	202	203	△1

表-2 〈経営主体別事業数の状況〉

経営主体別 適用区分	市		町村		組合等		合計		合計
	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	
事業区分	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	
上水道事業	8	-	16	-	5	-	29	-	29
簡易水道事業	(4)	4	(4)	14	(1)	-	(9)	18	18
工業用水道事業	1	-	-	-	-	-	1	-	1
交通事業	2	-	-	-	-	-	2	-	2
病院事業	9	-	12	-	4	-	25	-	25
下水道事業	10	25	5	46	-	-	15	71	86
公共下水道	3	8	2	16	-	-	5	24	29
特定環境下水	2	5	-	9	-	-	2	14	16
農業集落排水	2	8	3	14	-	-	5	22	27
漁業集落排水	-	2	-	6	-	-	-	8	8
簡易排水	1	-	-	-	-	-	1	-	1
小規模排水処理	1	1	-	-	-	-	1	1	2
特定地域生活排水	1	1	-	1	-	-	1	2	3
市場事業	-	4	-	1	-	-	-	5	5
と畜場事業	-	1	-	-	1	-	1	1	2
観光施設事業	-	6	-	4	-	-	-	10	10
休養宿泊	-	2	-	2	-	-	-	4	4
索道	-	2	-	1	-	-	-	3	3
その他観光	-	2	-	1	-	-	-	3	3
宅地造成事業	-	4	-	5	-	-	-	9	9
駐車場整備事業	-	4	-	-	-	-	-	4	4
介護サービス事業	-	2	-	6	-	3	-	11	11
合 計	30	50	33	76	10	3	73	129	202

※簡易水道事業欄の（ ）は、上水道事業に含まれている法適用簡易水道事業数。

地方公共団体がやっている事業で、主として当該事業の経費をその経営に伴う収入をもって充てるもののうち、

i) 法適用企業とは・・・企業経営のための組織、財務、職員の身分の取扱等に関する事項を定めている地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用している事業をいい、一般企業に準じた会計処理がなされています。具体的には、上水道事業や交通事業、病院事業などがあります。

ii) 法非適用企業とは・・・地方公営企業法の規定を適用していない事業で、官庁会計により処理されます。なお、これらの法非適用企業も条例で定めて、地方公営企業法を適用することができます。

2 職員数

平成19年度において地方公営企業に従事する職員数は、6,834人（法適用企業6,169人、法非適用企業665人）で、前年度の7,051人に比べ217人、3.1%の減少となっています。

表-3 〈職員数の状況〉

(単位:人)

区 分	平成19年度	平成18年度	増減数
上水道事業	697	706	△9
交通事業	377	406	△29
病院事業	5,041	5,157	△116
下水道事業	430	439	△9
簡易水道事業	30	32	△2
介護サービス事業	167	221	△54
観光施設事業	12	6	6
と畜場事業	16	18	△2
その他	64	66	△2
総職員数	6,834	7,051	△217

※「職員数」は、平成20年3月31日時点（年度途中で事業を廃止した場合はその日）での常時雇用職員数としています。また、共通職員（例えば企業局総務課職員）及び兼務職員等における会計間の区分については、当該職員の所掌事務、給与の負担状況により区分しています。

3 決算規模

平成19年度の決算規模は、2,543億23百万円（法適用企業1,804億16百万円、法非適用企業739億7百万円）で、前年度の2,266億75百万円（法適用企業1,568億74百万円、法非適用企業698億1百万円）に比べ276億48百万円、12.2%の増となっています。

事業別にみると、病院事業については病院の改築等に伴う建設改良費の増加により昨年度を上回っています。法適用の下水道事業で増加しているのは、3事業が法非適用から移行したことによるものです。法非適用の下水道事業については、補償金免除繰上償還による地方債償還金の増により昨年度を大きく上回っています。

表-4 〈地方公営企業の決算規模〉

(単位:百万円、%)

年度		平成19年度	平成18年度	増減額	増減率
法適用企業	上水道事業	54,172	44,301	9,871	22.3
	交通事業	5,524	6,021	△497	△8.3
	病院事業	111,600	98,593	13,007	13.2
	下水道事業	8,428	7,257	1,171	16.1
	その他	692	702	△10	△1.4
	計	180,416	156,874	23,542	15.0
法非適用企業	簡易水道事業	2,602	2,748	△146	△5.3
	市場事業	1,634	1,518	116	7.6
	と畜場事業	579	559	20	3.6
	観光施設事業	2,799	2,737	62	2.3
	宅地造成事業	1,941	2,003	△62	△3.1
	下水道事業	61,539	57,405	4,134	7.2
	駐車場整備事業	539	551	△12	△2.2
	介護サービス事業	2,274	2,280	△6	△0.3
計	73,907	69,801	4,106	5.9	
合計	254,323	226,675	27,648	12.2	

さらに、決算規模を、通常の営業活動を示す収益的支出（総費用）と、建設投資規模を示す資本的支出に分けてみると、その状況は表―5のとおりとなっています。

表―5 〈決算規模の構成〉

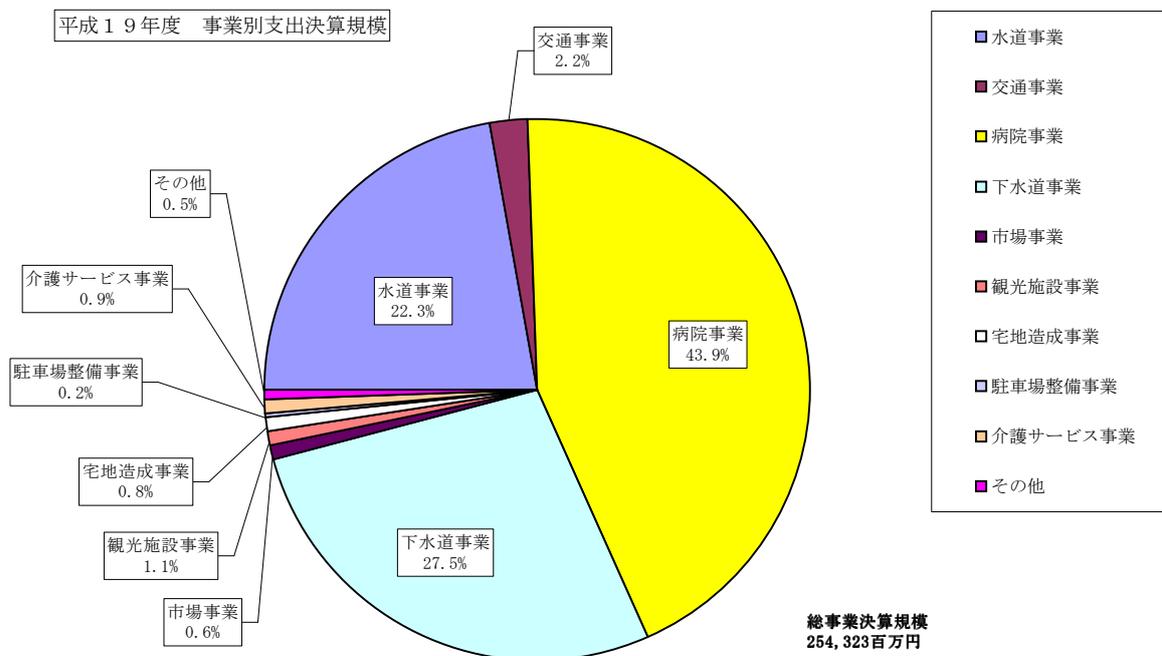
(単位:百万円、%)

事業名	区分	支出決算規模		総費用		資本的支出	
			構成比		構成比		構成比
水道事業		56,774	22.3	31,892	20.6	33,918	30.4
交通事業		5,524	2.2	4,851	3.1	859	0.8
病院事業		111,600	43.9	91,530	59.3	24,335	21.9
下水道事業		69,967	27.5	20,955	13.6	50,427	45.3
市場事業		1,634	0.6	1,141	0.7	490	0.4
観光施設事業		2,799	1.1	682	0.4	226	0.2
宅地造成事業		1,941	0.8	35	0.0	450	0.4
駐車場整備事業		539	0.2	345	0.2	194	0.2
介護サービス事業		2,274	0.9	1,907	1.2	200	0.2
その他		1,271	0.5	1,141	0.7	269	0.2
合計		254,323	100.0	154,479	100.0	111,368	100.0

※水道事業は、上水道事業と簡易水道事業を合算したものです。

※支出決算規模は、総費用に資本的支出を加え、法適用企業にあっては減価償却費を除き、法非適用企業にあっては積立金及び前年度繰上充用金を加えたものです。

図―1 〈事業別支出決算規模〉



事業別にみると、病院事業が1,116億円で全体の43.9%を占め、次いで下水道事業が699億67百万円(27.5%)、水道事業が567億74百万円(22.3%)となっており、これら3事業で全体の93.7%を占めています。

通常の営業活動の規模を示す収益的支出の金額では、病院事業、水道事業、下水道事業の順となっています。資本的支出の金額では、建設の初期投資段階にある事業や補償金免除繰上償還による地方債償還金が多い下水道事業の規模が大きく、次いで水道事業、病院事業となっています。

4 建設投資額

平成19年度の建設投資額は493億65百万円で、前年度に比べ41億17百万円、9.1%の増となっています。建設投資額が最も大きな事業は、下水道事業の236億65百万円で、全体の47.9%です。次いで病院事業で、129億23百万円(26.2%)、水道事業(簡易水道事業含む)119億27百万円(24.1%)となっています。

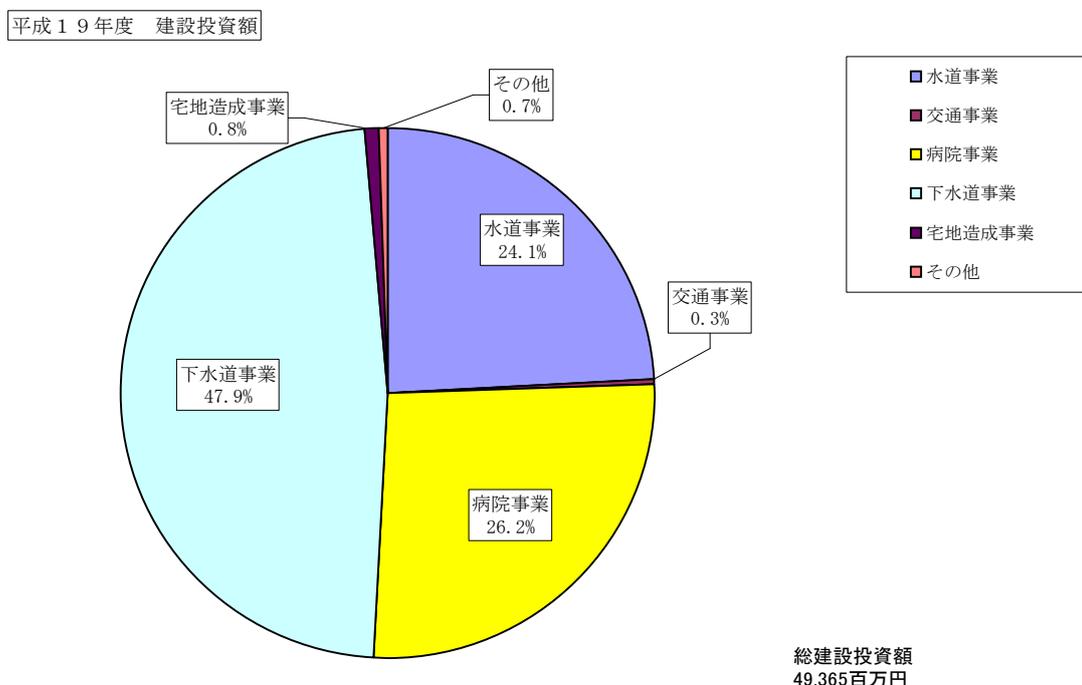
事業別にみると、病院事業で十和田市の十和田市立中央病院の改築工事等に伴い増加し、下水道事業(法非適用)では、青森市の建設投資額の減少が大きな割合を占めています。

表－6 <事業別建設投資額>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
			構成比率		構成比率		
法適用企業	上水道事業	11,470	23.2	12,007	26.5	△ 537	△ 4.5
	交通事業	134	0.3	124	0.3	10	8.1
	病院事業	12,923	26.2	5,669	12.5	7,254	128.0
	下水道事業	2,766	5.6	2,222	4.9	544	24.5
	その他	38	0.1	39	0.1	△ 1	△ 2.6
	計	27,331	55.4	20,061	44.3	7,270	36.2
法非適用企業	簡易水道事業	457	0.9	981	2.2	△ 524	△ 53.4
	市場事業	134	0.3	89	0.2	45	50.6
	と畜場事業	40	0.1	6	0.0	34	566.7
	観光施設事業	32	0.1	34	0.1	△ 2	△ 5.9
	宅地造成事業	415	0.8	425	0.9	△ 10	△ 2.4
	下水道事業	20,899	42.3	23,643	52.3	△ 2,744	△ 11.6
	駐車場整備事業	0	0.0	2	0.0	△ 2	皆減
	介護サービス事業	57	0.1	7	0.0	50	714.3
	計	22,034	44.6	25,187	55.7	△ 3,153	△ 12.5
合計	49,365	100.0	45,248	100.0	4,117	9.1	

図－2 <事業別建設投資額>



5 法適用企業の経営状況

(1) 収益的収支

企業の経営活動によって純利益を生じた事業数は、法適用企業73事業（前年度70事業）中36事業（前年度32事業）で、その額は27億19百万円（前年度22億58百万円）で、前年度に比べ4億61百万円、20.4%増となっています。一方、純損失を生じた事業数は37事業（前年度38事業）で、その額は77億41百万円（前年度71億11百万円）で、前年度に比べ6億30百万円、8.9%増となっています。純利益の最も多い事業は上水道事業で、73.8%を占めています。また純損失の最も多い事業は病院事業で、全体の70.8%を占めています。

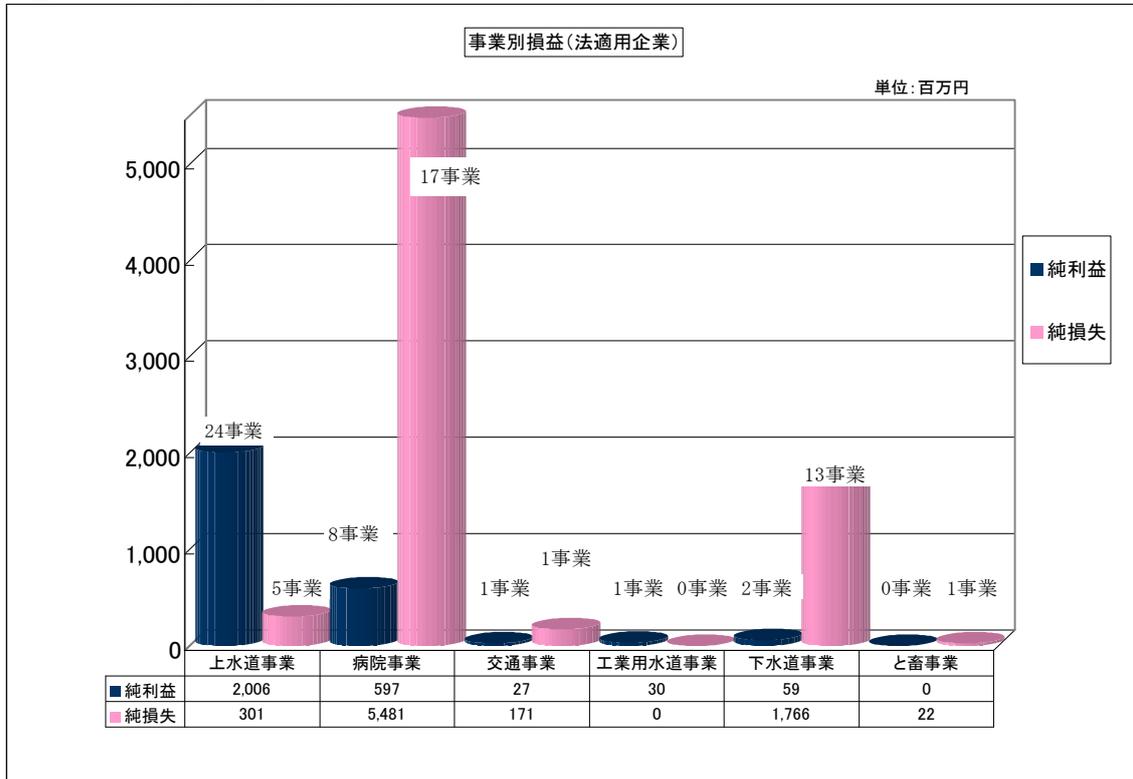
病院事業及び下水道事業においては、昨年度に引き続き純損失が多額になっており、大変厳しい経営状況となっています。

表－7＜事業別損益（法適用企業）＞

（単位：百万円、％）

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額		増減率	
	純利益	純損失	純利益	純損失	純利益	純損失	純利益	純損失
上水道事業	2,006	301	1,829	102	177	199	9.7	195.1
病院事業	597	5,481	318	5,354	279	127	87.7	2.4
交通事業	27	171	29	350	△ 2	△ 179	△ 6.9	△ 51.1
工業用水道事業	30	0	26	0	4	0	15.4	—
下水道事業	59	1,766	54	1,305	5	461	9.3	35.3
と畜事業	0	22	2	0	△ 2	22	皆減	皆増
合計	2,719	7,741	2,258	7,111	461	630	20.4	8.9

図－3＜事業別損益（法適用企業）＞



また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は全体で1,252億29百万円（前年度1,266億27百万円）、経常費用（営業費用＋営業外費用）は1,313億90百万円（1,326億75百万円）となっており、経常収支は61億61百万円（前年度60億48百万円）の赤字となっています。経常収支比率は、95.3％（前年度95.4％）となっています。

事業別にみると、病院事業と下水道事業の赤字幅が前年度に比べ増加しています。

表－8＜事業別経常収支（法適用企業）＞

（単位：百万円、％）

	経常収益	経常費用	経常収支	経常収支比率
上水道事業	32,581	30,524	2,057	106.7
病院事業	84,850	91,202	△ 6,352	93.0
交通事業	4,673	4,850	△ 177	96.4
下水道事業	2,447	4,142	△ 1,695	59.1
その他	678	672	6	100.9
合計	125,229	131,390	△ 6,161	95.3

（2）累積欠損金

累積欠損金の総額は、727億65百万円で前年度の662億81百万円に比べ64億84百万円、9.8％の増となっています。

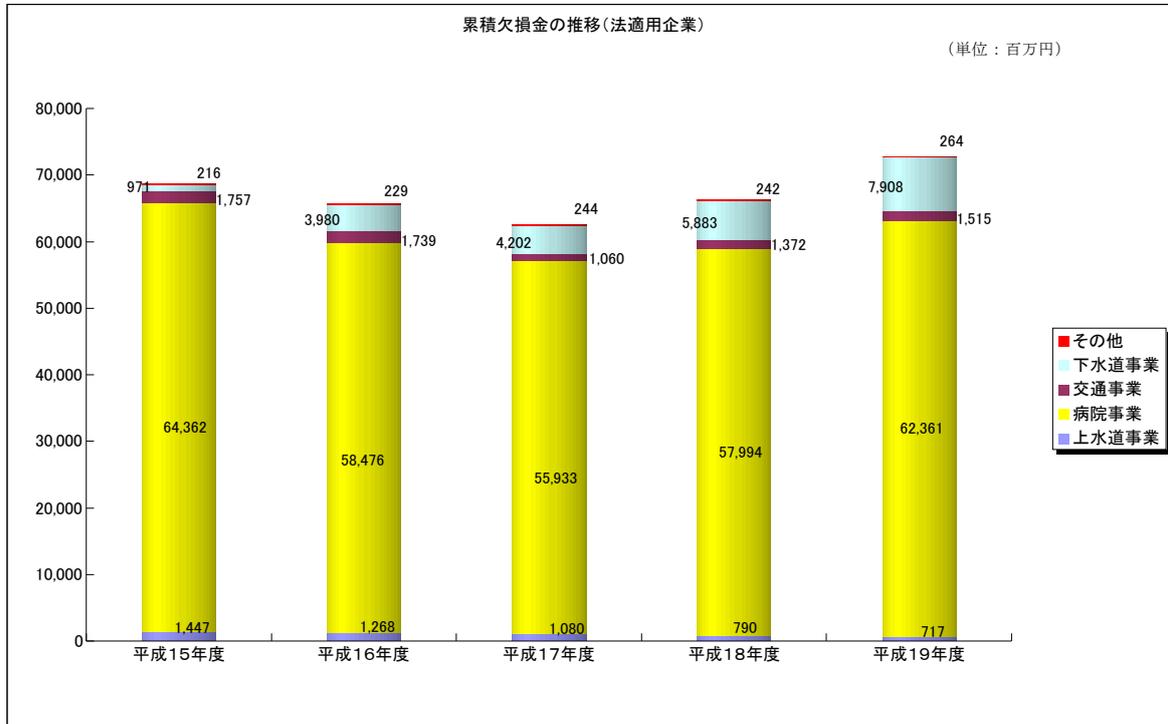
法適用企業のうち累積欠損金の多い事業は病院事業（623億61百万円）で、全体に占める割合は85.7％です。次いで、下水道事業（79億8百万円、10.9％）、交通事業（15億15百万円、2.1％）の順となっています。

表－9 <累積欠損金の推移（法適用企業）>

(単位:百万円、%)

事業名	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
上水道事業	1,447	△ 13.4	1,268	△ 12.4	1,080	△ 14.8	790	△ 26.9	717	△ 9.2
病院事業	64,362	6.4	58,476	△ 9.1	55,933	△ 4.3	57,994	3.7	62,361	7.5
交通事業	1,757	1.5	1,739	△ 1.0	1,060	△ 39.0	1,372	29.4	1,515	10.4
下水道事業	971	6.1	3,980	309.9	4,202	5.6	5,883	40.0	7,908	34.4
その他	216	35.3	229	6.0	244	6.6	242	△ 0.8	264	9.1
合計	68,753	5.8	65,692	△ 4.5	62,519	△ 4.8	66,281	6.0	72,765	9.8

図－4 <累積欠損金の推移（法適用企業）>



※累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金については、前年度からの繰越利益があればその利益をもって補てんし、なお残額があるときは利益積立金がある場合は、これによって補てんします。それでもまだ、欠損金に残額がある場合は議会の議決を経て資本剰余金をもって補てんすることができます。これらの補てんを行ってもなお、未処理欠損金がある場合は、これを繰り越すこととなり、これが複数多年度にわたって累積したものを累積欠損金といいます。

(3) 不良債務

法適用企業の不良債務は207億18百万円（前年度192億36百万円）で、前年度に比べて14億82百万円、7.7%増加しています。病院事業が不良債務全体の82.3%を占めています。

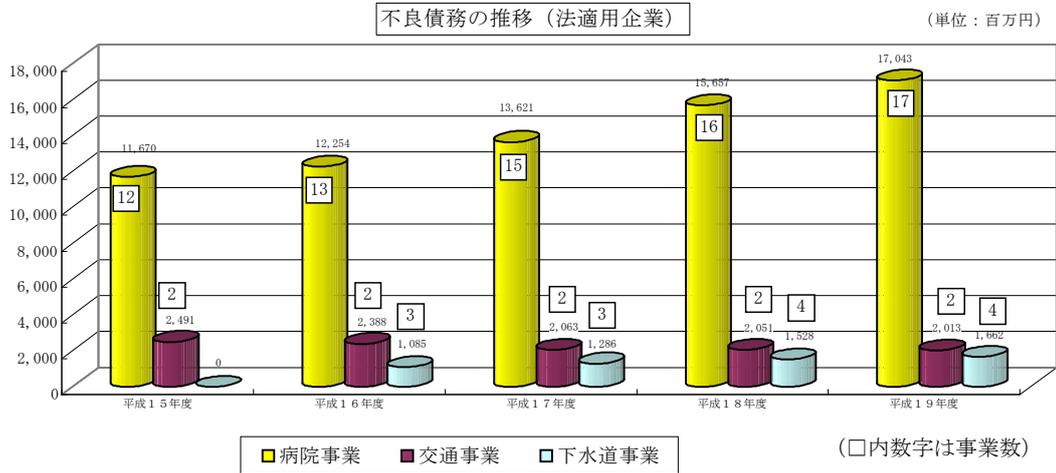
事業別には、病院事業については、第5次病院事業経営健全化計画に基づき、計画的に不良債務の解消を図っている病院がある一方で、それ以外の病院の不良債務が大きく増加しています。また、下水道事業については、繰入金不足が不良債務を増加させる要因の一つとなっています。

表－10 <不良債務の推移（法適用企業）>

(単位:百万円、%)

事業名	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
病院事業	11,670	11.7	12,254	5.0	13,621	11.2	15,657	14.9	17,043	8.9
交通事業	2,491	7.4	2,388	△ 4.1	2,063	△ 13.6	2,051	△ 0.6	2,013	△ 1.9
下水道事業	-	-	1,085	皆増	1,286	18.5	1,528	18.8	1,662	8.8
合計	14,161	10.8	15,727	11.1	16,970	7.9	19,236	13.4	20,718	7.7

図－５＜不良債務の推移（法適用企業）＞



※不良債務は、企業がどのような経営状況にあるかを判断する基準の一つで、流動資産（現金、未収金など）から流動負債（未払金や一時借入金など）を差し引いたものです。
不良債務が発生しているということは、その企業の支払い能力を超える債務があるという状態です。

（４）他会計繰入金

一般会計から公営企業会計に対する繰入金は172億47百万円（前年度170億98百万円）となっており、前年度に比べ1億49百万円、0.9%の増となっています。

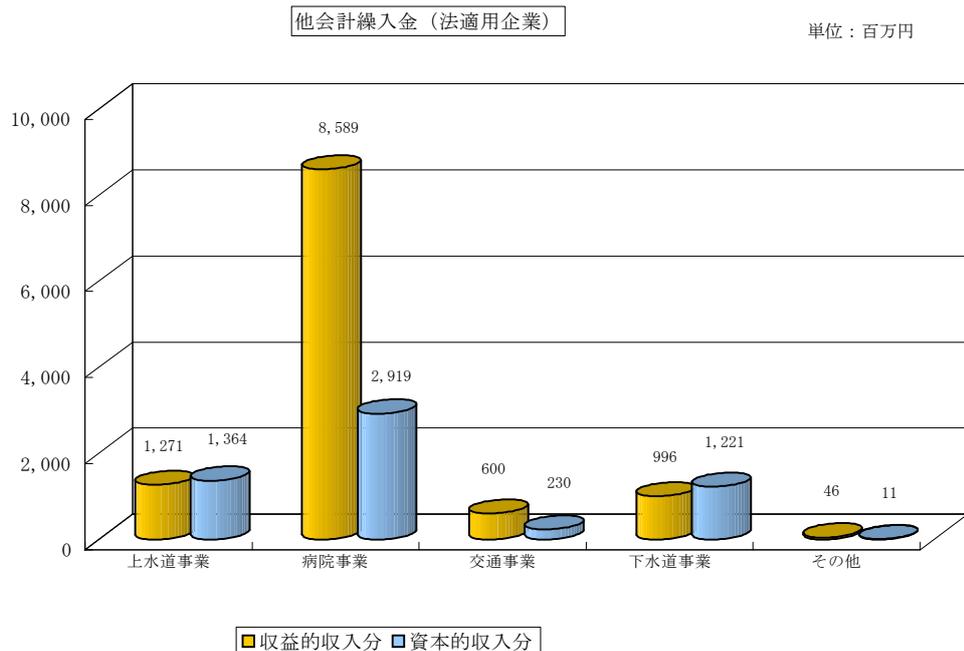
法適用企業の中で繰入金が多いのは病院事業の115億8百万円で、繰入総額に占める割合も、66.7%となっています。

表－１１＜事業別他会計繰入金の状況（法適用企業）＞

（単位：百万円、%）

事業名	平成19年度		平成18年度		前年度比	
	収益的収入分	資本的収入分	収益的収入分	資本的収入分	収益的収入分	資本的収入分
上水道事業	2,635	1,271	2,608	1,403	1.0	△ 9.4
病院事業	11,508	8,589	10,826	8,184	6.3	4.9
交通事業	830	600	1,446	851	△ 42.6	△ 29.5
下水道事業	2,217	996	2,162	1,089	2.5	△ 8.5
その他	57	46	56	46	1.8	0.0
計	17,247	11,502	17,098	11,573	0.9	△ 0.6

図－６＜事業別他会計繰入金の状況（法適用企業）＞



※地方公営企業の経営原則と他会計繰入金

地方公営企業においては、経営に伴う収入をもってその経費に充てることが原則です。しかし、地方公営企業は一般に公共性が極めて強く地方公共団体によって経営されていることから、本来地方公共団体の一般行政事務と考えられるような仕事を公営企業に行わせたり、もともと採算を取ることが困難であり、企業ベースには乗らないような活動でも公共的な必要があるという理由によって採算を度外視しても実施しなければならない場合があります。このような活動に伴う経費については地方公共団体の一般会計において負担すべきこととし、一般会計から繰入金として繰入しています。

※上記の他会計繰入金には、他会計借入金、特別利益における他会計繰入金を含んでいます。

6 法非適用企業の経営状況

(1) 収益的収支、資本的収支

地方公営企業法を適用せずに官庁会計方式による会計処理を行っている、いわゆる法非適用企業の収益的収支は、総収益271億40百万円（前年度267億78百万円）に対して総費用223億44百万円（前年度230億65百万円）で、差引47億96百万円（昨年度37億13百万円）の黒字となっています。一方、資本的収支は、405億47百万円（前年度372億30百万円）の収入に対して477億9百万円（前年度429億96百万円）の支出で、差引71億62百万円（前年度57億66百万円）の赤字となっています。

表-12 <収益的収支、資本的収支（法非適用企業）>

(単位:百万円)

事業名	収益的収支			資本的収支			合計		
	総収益	総費用	差引	総収入	総支出	差引	収入総額	支出総額	支出差引
簡易水道事業	1,299	964	335	1,053	1,397	△344	2,352	2,361	△9
市場事業	1,351	1,141	210	317	490	△173	1,668	1,631	37
と畜場事業	586	469	117	0	97	△97	586	566	20
観光施設事業	793	682	111	167	226	△59	960	908	52
宅地造成事業	174	35	139	329	450	△121	503	485	18
駐車場整備事業	445	345	100	94	194	△100	539	539	0
介護サービス事業	2,037	1,907	130	162	200	△38	2,199	2,107	92
下水道事業	20,455	16,801	3,654	38,425	44,655	△6,230	58,880	61,456	△2,576
合計	27,140	22,344	4,796	40,547	47,709	△7,162	67,687	70,053	△2,366

(2) 実質収支

法非適用企業のうち実質収支で黒字を生じた事業数は法非適用企業129事業（前年度133事業）中120事業（前年度123事業）で、その額は5億96百万円（前年度6億15百万円）で、前年度に比べ19百万円、3.1%減となっています。一方、赤字を生じた事業数は9事業（前年度10事業）で、その額は38億51百万円（前年度36億71百万円）で、前年度に比べ1億80百万円、4.9%増となっています。

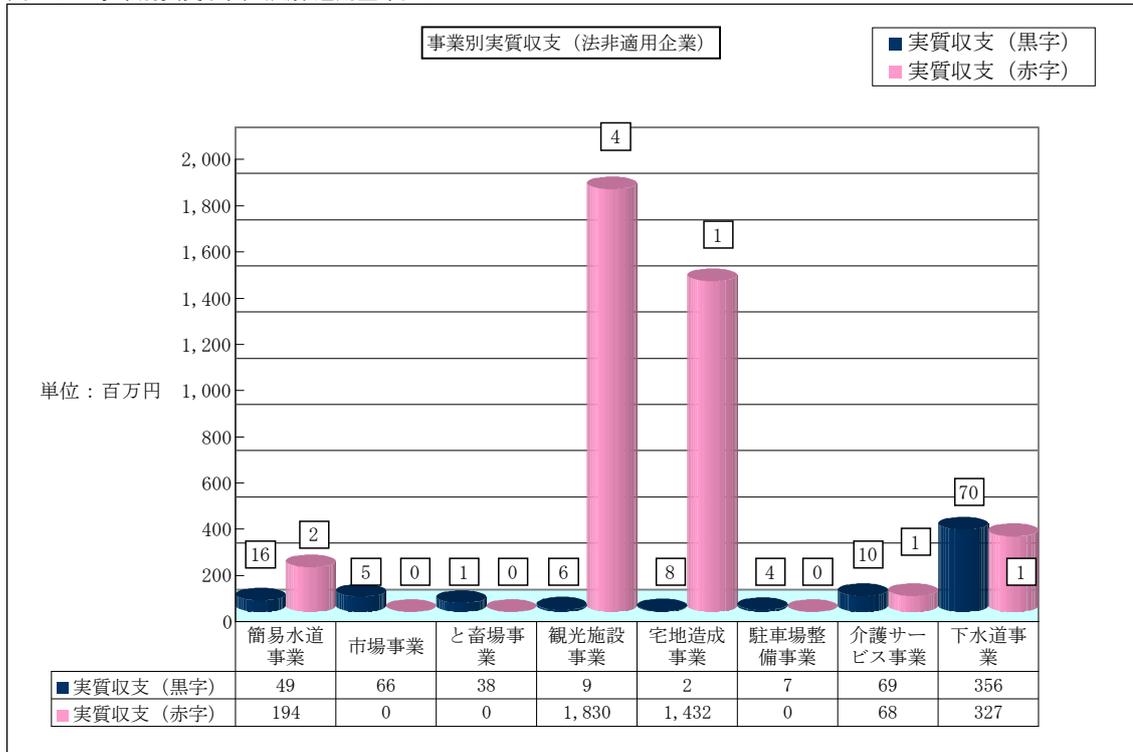
なお、下水道事業では、総収益、総収入とは別に収益的支出に充てる地方債（資本費平準化債）23億78百万円及び前年度からの繰越金3億98百万円の計27億76百万円の収入により実質収支は黒字となっています。また、赤字が大幅に増加しているのは弘前市の公共下水道事業の法適化に伴う打ち切り決算により会計処理上赤字が発生したものです。

表-13 <事業別実質収支（法非適用企業）>

(単位:百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額		増減率	
	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)
簡易水道事業	49	194	101	168	△52	26	△51.5	15.5
市場事業	66	0	32	0	34	0	106.3	-
と畜場事業	38	0	31	0	7	0	22.6	-
観光施設事業	9	1,830	20	1,890	△11	△60	△55.0	△3.2
宅地造成事業	2	1,432	1	1,442	1	△10	100.0	△0.7
駐車場整備事業	7	0	6	0	1	0	16.7	-
介護サービス事業	69	68	78	156	△9	△88	△11.5	△56.4
下水道事業	356	327	346	15	10	312	2.9	2,080.0
合計	596	3,851	615	3,671	△19	180	△3.1	4.9

図-7 <事業別実質収支（法非適用企業）>



(□内数字は事業数)

※実質収支とは、収入総額（収益的収入＋資本的収入）から支出総額（収益的支出＋資本的支出）を差し引いて、さらに他の収入と支出の差し引きを加えたものです。他の収入とは前年度からの繰越金、収益的支出に充てた地方債（資本費平準化債等）及び他会計借入金であり、他の支出とは積立金、前年度繰上充用金及び翌年度への繰越財源です。

(3) 他会計繰入金

一般会計から公営企業会計に対する繰入金は、160億95百万円（前年度156億88百万円）で、前年度に比べ4億7百万円、2.6%増となっています。

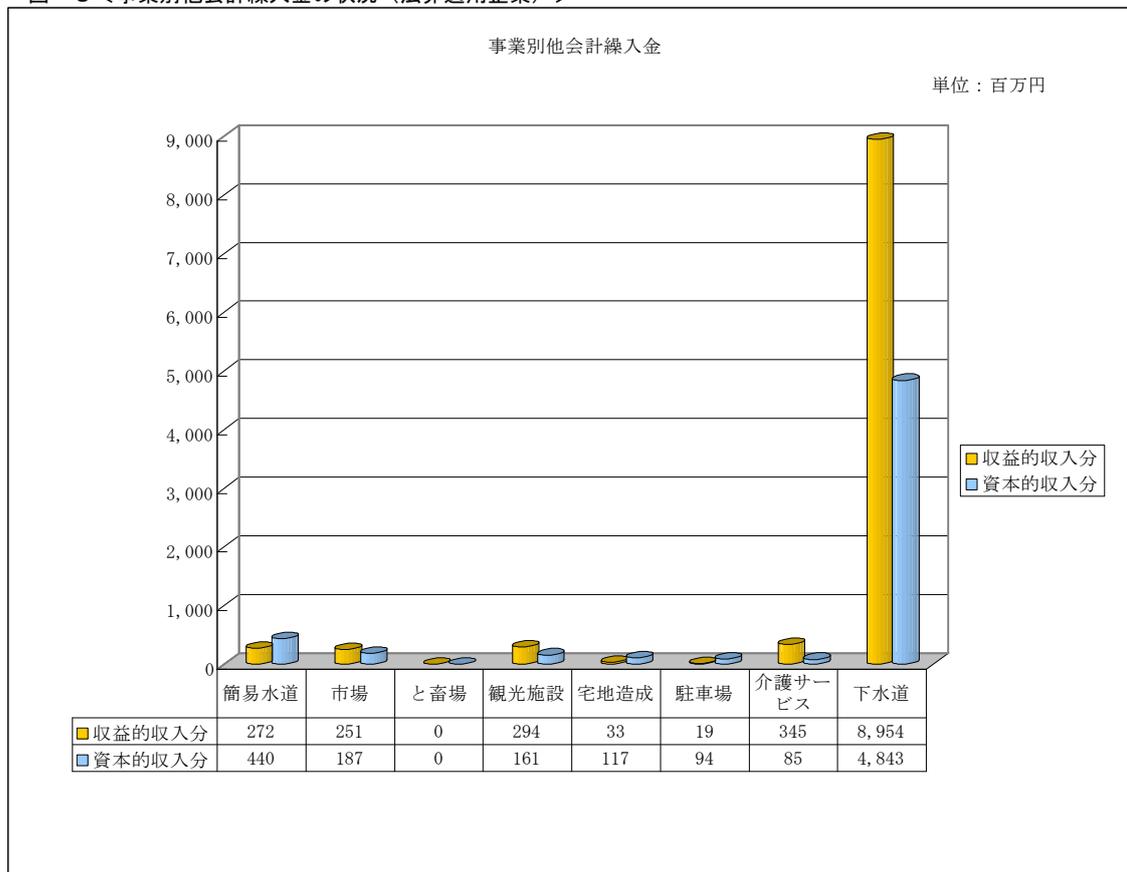
法非適用企業の中で繰入金が多いのは、下水道事業の137億97百万円で、繰入総額に占める割合も、85.7%となっています。

表-14 <事業別他会計繰入金の状況（法非適用企業）>

(単位:百万円、%)

事業名	平成19年度			平成18年度			前年度比		
	収益的収入分	資本的収入分		収益的収入分	資本的収入分		収益的収入分	資本的収入分	
簡易水道	712	272	440	632	282	350	12.7	△ 3.5	25.7
市場	438	251	187	347	263	84	26.2	△ 4.6	122.6
と畜場	0	0	0	0	0	0	—	—	—
観光施設	455	294	161	351	220	131	29.6	33.6	22.9
宅地造成	150	33	117	59	28	31	154.2	17.9	皆増
駐車場	113	19	94	130	20	110	△ 13.1	△ 5.0	△ 14.5
介護サービス	430	345	85	291	205	86	47.8	68.3	△ 1.2
下水道	13,797	8,954	4,843	13,878	7,903	5,975	△ 0.6	13.3	△ 18.9
合計	16,095	10,168	5,927	15,688	8,921	6,767	2.6	14.0	△ 12.4

図-8 <事業別他会計繰入金の状況（法非適用企業）>



7 資金不足の状況

平成19年度決算で資金の不足額を生じている事業数は32事業（前年度31事業）となっており、その内訳は表-15のとおりで、病院事業が最も多い状況となっています。

表-15 資金不足事業数

対象事業名	平成19年度			平成18年度		
	事業数	資金の不足額が生じている事業数	割合	事業数	資金の不足額が生じている事業数	割合
上水道事業	29	0	-	29	0	-
交通事業	2	2	100.0	2	2	100.0
病院事業	25	17	68.0	26	16	61.5
下水道事業	86	5	5.8	85	4	4.7
工業用水道	1	0	-	1	0	-
と畜場事業	2	0	-	2	0	-
簡易水道事業	18	2	11.1	18	2	11.1
市場事業	5	0	-	5	0	-
観光施設事業	10	4	40.0	10	5	50.0
宅地造成事業	9	1	11.1	9	1	11.1
駐車場整備事業	4	0	-	4	0	-
介護サービス事業	11	1	9.1	12	1	8.3
計	202	32	15.8	203	31	15.3

地方債の協議制においては、公営企業が繰越欠損金を有し、資金の不足額が一定割合を超えると、起債にあたり許可を要することとなります。

特別会計ごとに資金不足比率を算定すると、表－16のとおりとなっています。

表－16 資金不足比率

(単位:千円,%)

事業区分	団体名	会計名	区分	資金不足額	資金不足比率
交通事業	青森市	青森市自動車運送事業会計	法 適	997,407	37.1
	八戸市	自動車運送事業会計	法 適	1,015,752	74.4
病院事業	弘前市	病院事業会計	法 適	398,562	10.6
	八戸市	市民病院事業会計	法 適	1,721,103	15.0
	黒石市	病院事業会計	法 適	1,646,607	35.9
	五所川原市	病院事業会計	法 適	249,375	4.0
	十和田市	病院事業会計	法 適	1,382,787	26.3
	つがる市	国民健康保険病院事業会計	法 適	107,936	6.2
	平内町	国民健康保険平内中央病院事業会計	法 適	175,601	16.6
	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町立中央病院事業会計	法 適	349,244	22.1
	大鰐町	病院事業会計	法 適	283,934	28.6
	板柳町	板柳中央病院事業会計	法 適	718,758	98.6
	鶴田町	病院事業会計	法 適	708,254	54.3
	六戸町	国民健康保険病院事業特別会計	法 適	25,843	6.1
	三戸町	病院事業特別会計	法 適	987,093	61.4
	五戸町	病院事業会計	法 適	176,693	7.5
	公立金木病院組合	公立金木病院事業会計	法 適	1,056,343	74.2
	下北医療センター	病院事業会計	法 適	6,941,970	63.0
北部上北広域事務組合	病院事業会計	法 適	112,724	5.0	
下水道事業	弘前市	公共下水道事業特別会計	法非適	326,750	12.2
	黒石市	下水道事業会計	法 適	1,430,889	499.3
	田舎館村	下水道事業会計	法 適	222,058	303.2
	田舎館村	農業集落排水事業会計	法 適	9,296	132.9
簡易水道事業	今別町	今別地区簡易水道事業特別会計	法非適	95,922	113.1
	外ヶ浜町	簡易水道事業特別会計	法非適	98,192	108.5
観光施設事業	弘前市	岩木観光施設事業特別会計	法非適	661,328	2,170.7
	黒石市	温泉供給事業特別会計	法非適	193,922	1,465.6
		観光施設事業特別会計	法非適	236,158	全額資金不足
	大鰐町	休養施設事業特別会計	法非適	376,286	313.1
		温泉事業特別会計	法非適	362,400	2,148.8
宅地造成事業	むつ市	用地造成事業会計	法非適	1,432,482	103,953.7
介護サービス事業	今別町	今別町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	法非適	68,466	217.8

※1 資金不足比率は、「地方財政法施行令」の規定にもとづいて、特別会計ごとに次の算式により求められます。

法適用・・・(①+②-③)／④

- ① (流動負債の額)－(平成18年度同意等債で未借入または未発行の額)
- ② 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高
- ③ (流動資産の額)－(平成19年度に繰り越される支出の財源充当額)
- ④ (営業収益の額)－(受託工事収益の額)

法非適用・・・(①-②)／③

- ① (繰上充用金)+(支払繰延額)+(事業繰越額)+(建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高)
- ② 未収入特定財源(支払繰延額、事業繰越額の支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で平成19年度に収入されない額)
- ③ (営業収益に相当する収入額)－(受託工事収益に相当する収入額)

※2 資金不足比率が10%以上となると、許可公営企業となり、地方債の許可にあたっては、当該団体が策定した公営企業の経営の健全化を図る計画(公営企業経営健全化計画)の内容、その実施状況を勘案し、地方債の発行を許可することとなります。

※3 資金不足比率は特別会計を単位に算定されることから、表－15の事業数とは必ずしも一致しません。

※4 弘前市の下水道事業は法適化に伴う打ち切り決算により会計処理上資金不足が生じたもの

※5 この資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」にもとづく資金不足比率とは算定方法が異なります。